

## 綾瀬市議会 12月定例会会期日程

令和5年11月

月・日	曜日	会 議	事 項
11・27	月	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・一般質問通告書午後4時締切
28	火	休 会	
29	水	休 会	
30	木	市民福祉常任委員会	
12・1	金	経済建設常任委員会	
2	土	休 会	
3	日	休 会	
4	月	総務教育常任委員会	
5	火	休 会	
6	水	基地政策特別委員会	
7	木	休 会	
8	金	休 会	・写真撮影申込正午締切
9	土	休 会	
10	日	休 会	
11	月	本 会 議	・一般質問
12	火	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
13	水	本 会 議	・一般質問
14	木	休 会	
15	金	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議	・ ・ ・ 議 場	議 会 運 営 委 員 会	・ ・ ・ 第1委員会室
総務教育常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室	市民福祉常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室
経済建設常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室	基地政策特別委員会	・ ・ ・ 第1委員会室

## 綾瀬市議会 1 2 月定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (月) 午前 9 時開議

- |         |         |                                      |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1   |         | 会期決定について                             |
| 日程第 2   | 第174号議案 | 綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 3   | 第177号議案 | 綾瀬市学校給食費の徴収及び管理に関する条例                |
| 日程第 4   | 第178号議案 | 工事に関する協定の締結について (大和綾瀬地域児童相談所移転工事)    |
| 日程第 5   | 第189号議案 | 令和 5 年度綾瀬市一般会計補正予算 (第 4 号)           |
| 日程第 6   | 第190号議案 | 令和 5 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)   |
| 日程第 7   | 第191号議案 | 令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)     |
| 日程第 8   | 第180号議案 | 指定管理者の指定について (光綾公園多目的フィールド)          |
| 日程第 9   | 第173号議案 | 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 1 0 | 第175号議案 | 綾瀬市企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 1 1 | 第176号議案 | 綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例        |
| 日程第 1 2 | 第179号議案 | 工事請負契約の変更について (令和 4 年度光綾公園入口広場等整備工事) |
| 日程第 1 3 | 第181号議案 | 市道路線の廃止について (R 4 9 8)                |
| 日程第 1 4 | 第182号議案 | 市道路線の廃止について (R 9 3 3 - 1)            |
| 日程第 1 5 | 第183号議案 | 市道路線の廃止について (R 1 0 8 5)              |
| 日程第 1 6 | 第184号議案 | 市道路線の認定について (R 7 1 4 - 2)            |
| 日程第 1 7 | 第185号議案 | 市道路線の認定について (R 9 1 1 - 4)            |
| 日程第 1 8 | 第186号議案 | 市道路線の認定について (R 9 3 3 - 2)            |
| 日程第 1 9 | 第187号議案 | 市道路線の認定について (R 1 0 8 5 - 1)          |
| 日程第 2 0 | 第188号議案 | 市道路線の認定について (R 1 6 2 9 - 6)          |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 8 号		令和5年 11月 2日 受 付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名	子どものために保育士配置基準の引上げと保育士の増員を求める意見書の提出を求める陳情書	
代 表 者	住 所	相模原市南区南台6-6-16
	氏 名	県央保育問題協議会 河 野 敦 子

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

- 1 国に対して「子供のために保育士配置基準の引上げと保育士増員を求める意見書」を提出してください。

理由

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会的資源になっています。保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で「75年ぶりの配置基準改善」として、①1歳児の子供6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、②4・5歳児の基準を子供30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

「こども未来戦略方針」で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進と言えますが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが

必要です。

つきましては綾瀬市議会より、国に対して「子供のために保育士配置基準の引上げと保育士の増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 9 号		令和5年 11月 9日 受付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 和

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

2020年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2022年9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度に比べて微増でしたが、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を一定程度食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2022年度全国平均額は約44万5,000円、施設設備費の全国平均額は約14万9,500円で、学納金合計は約59万5,000円です。年収590万円未満世帯でも年額約5万円の授業料負担が残り施設設備費と合わせて約20万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8,800円を除いても47万6,200円という高額な負担が残っています。殊に多子世帯では多大な負担となる状況です。また、初年度には全国平均約16万4,000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

#### 陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 10 号		令和5年 11月 9日 受 付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 和

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は増額されました。さらに神奈川県私立高校生への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで私立高校の授業料平均額（456,000円）、多子家庭（15歳以上23歳未満の子供3人以上）に対しては年収800万円未満の世帯まで456,000円補助（その上は年収910万円未満世帯まで193,200円補助）の制度は維持されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、県の近年の努力にかかわらず、高校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中44位、小学校は35都道府県中32位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。今後10年で中学卒業生数が1万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の見劣りします。また東京都では、私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助（10万円）の制度が新設されました。昨今の物価上昇に対して、やっとな給与の改善が見られ始めましたが、そのために所得制限にかかってしまうようでは逆効果です。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

#### 陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和6年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 1 号		令和5年 1 1 月 1 3 日 受 付 令和5年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

## 陳情項目

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」にかかわる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③介護施設や有床診療所等で行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 2 号		令和5年 11月 13日 受 付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名		国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

### 陳情趣旨

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内、対象は2720施設と僅か1.5%程度にすぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇

を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 2 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 3 号		令和5年 11月 13日 受 付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求め る陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古 岡 孝 広

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

県民（市民）の命と健康を守るために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態を一層加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。
- 2 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと。
- 3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 4 全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 4 号		令和5年 11月 13日 受 付 令和5年 11月 27日 審査依頼
件 名	健康保険証廃止の中止などを求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

マイナンバーカードをめぐる問題が続出する中、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。

健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%にのぼったと報道されている。また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査に

よると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。

よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 現行の保険証を残すこと。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 5 号		令和5年 1 1 月 1 5 日 受 付 令和5年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名	綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業に関する陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市小園95
	氏 名	栗 原 茂 明 外15名

—— 陳 情 の 原 文 ——

要旨

現在綾瀬市は、「綾瀬市総合計画2030」の戦略プロジェクトとして、「中心市街地魅力UPリニューアルプロジェクト」を位置づけ、綾瀬スマートインターチェンジのポテンシャルを活用し、市内経済の活性化につなげるため、市役所周辺市街地エリアの再編に向けた取組を行っています。令和3年12月に「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）を定め、「中心市街地への魅力ある商業施設の誘致」及び「中心市街地の利便性向上」に取り組んでいます。

しかしながら、令和5年2月に発表されました旧消防庁舎跡地を含む綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業の内容は、以下述べるとおり、綾瀬市中心市街地を中核とする商業・サービス機能・文化性等の市民生活に直結した綾瀬市全体の発展にとって本当に有効なのか、市民、市議会、行政が議論する必要があります。

私たちは、市民が幸福に暮らし、綾瀬市が豊かで暮らしやすいまちになりますように、数十年にわたり綾瀬市が取り組んでいる「駅のない綾瀬市に中心市街地と商業エリアを創造する」という大きな挑戦を市民と市議会、行政が手を携えて取り組まなければいけないと考えています。従いまして、今回の陳情の内容と取組を広く公開し、その経過と結果を正しく伝えることが重要です。その結果、市民の共感と納得を得ら

れるような計画になるよう、市民自身も当事者の一人としての意識を持って取り組んでまいります。

綾瀬市まちづくり研究会が令和5年9月10日に開催しました「まちづくりフォーラム」の後、日常の買物にタウンヒルズを利用している人々やお年寄り、乳幼児のいるご家庭、近隣市にお住まいでタウンヒルズを利用している方々などから、本事業に対する様々なご意見・ご要望、「タウンヒルズがなくなる」ことに対してのご不安などをいただきました。また、事業に関係する地権者、本事業に関わる方、タウンヒルズで働く人たちから情報提供をいただくと共に、本事業に対するご要望やご懸念、ご提案などを聞くことができました。現在進めている綾瀬市の計画に対し、市民や利用者、関係者から疑問や不安、不満を訴える声があることを行政として認識していただき、以下述べるとおりに根本的な見直しに着手していただきたく要望いたします。

本事業は、今後30年にわたる綾瀬市のまちづくりと市民生活に大きな影響を与える事業であります。「市民」にとりまして、現在の商業環境と内容を最低条件とし、より利便性が高く夢のあふれる綾瀬市の中心市街地形成になりますよう、幅広い意見や専門家のご支援をいただきながら、綾瀬市が作成した「実施要領」の趣旨に合致した内容を実現していただきたく強く希望いたします。

現在までの経過、検討内容を市民の視点から見ますと、現計画は本来の事業目的に合致した内容とはいえ、現在までの手続を早急に中止し、事業の全面的な直しを実施していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 現況評価と判断理由

- 1 現在「実施要領」に基づき決定されている優先交渉権者の提案（以下「優先権提案」という。）は、「9 提案の審査」第1項（5）評価項目に該当しない、または著しく相違する内容であります。

「実施要領」には17項目の評価項目があり、総配点840点の中で上位評価3項目は、320点（全体の38.1%）の配点をしています。概要は、以下のとおりです。

- 第1 「拠点機能」120点 生活利便性の向上、生活必需品及び日常生活に密着した商品を取り扱う核施設、新たな商業・サービス機能の誘致。

第2 「にぎわいの創出」100点 店舗構成、市内外からの誘客、体験・滞在型非日常空間の演出による賑わいの創出。

第3 「回遊性」100点 事業対象地の回遊性、公共施設との回遊性、居心地が良く歩きたくなるまちなか。

#### 優先権提案と各項目に対する評価

- ① 優先権提案は、食料品、衣料品、家電量販店、ホームセンターのカテゴリーしかなく、現在のタウンヒルズが有する約60種類の商業及びサービス業務のカテゴリーがなくなってしまう。市民は、20年前に戻って市外にその代わりを求めなくてはなりません。現在存在する購買力が市外に流出し、民間活力や購買力指数が低下することが懸念されます。
  - ② 店舗構成、市内外からの誘客、体験・滞在型非日常空間の演出による賑わいの創出については、全て現在のタウンヒルズに比較して劣っています。
  - ③ 現在の2施設をつなぐ「ペDESTリアンデッキ」もなくなり、回遊性は特段考慮されておらず、公共施設との関連性も有効な対策は感じられません。
  - ④ 優先交渉権者自身が、「生活者の日常の消費生活をより豊かにすることによって、地域文化の向上発展に寄与する。地域のライフラインとして、また地域の食生活を支える店作りを目指している。」と述べ、基幹的店舗は食生活提案型スーパーマーケットであり、最重要な3つの評価項目に対して、実施要領の基準を満たしている提案とは思えません。
  - ⑤ 実施要領 「6 プロポーザルの条件」(2) 提案内容の基本条件 「綾瀬市中心市街地活性化の基本方針及び再編方針」に合致しておらず、万一現在の優先権提案を採用することになれば、応募条件の重大な変更であり、応募まで至らないで諦めた応募申込予定者に対して著しく不平等、不公正であります。公共団体が実施する今回のプロポーザルの公平性、適法性において疑問があり、第三者から行政の過誤を問われた場合、対応できるのか懸念されます。
- 2 「実施要領」によれば、事業対象地である関係地権者の合意形成が不明確であり、消防庁舎跡地については、全く行われていません。

旧消防本部庁舎跡地は、対象地の内、綾瀬市普通財産である市有地54.13%しか条件提示しておらず、市役所以外の民間地権者の同意は得ておらず、事業内容

である基本的な前提条件が整理できていません。市の最重要事業である本事業においては、関係地権者の同意を得ることは当事者である綾瀬市の責任として当然しくなくてはならない要件と考えます。

また、現在のタウンヒルズを形成している「任意組合」も解散するとし、長い年月をかけて成立した綾瀬市役所と民間地権者との法的関係も信頼関係も同時に消滅してしまうこととなります。地権者は、特定土地区画整理事業の中で決定された「短冊換地」という大きな利用制限を受けた土地のまま、今後の事業に参画せざるを得ない状況になります。これは、本事業の安定的な基盤を弱めることにつながり、事業の継続性や安定性を大きく弱体化させることとなります。事実、本年発生した相続事案に伴う所有権移転に対しても、行政は何ら責任ある対応をとっておらず、権利者との信頼関係が揺らいでおり、今後の共同土地活用の継続性に不安が生じています。

計画を提案する企業等にとって、関係地権者との合意がない、あるいは従来の安定的な関係性がなくなった状況で事業を計画することは、「行政が本来担ってほしい中心街形成に対する高い意欲や当該事業に対する条件設定」が整っていないと判断されることにつながります。

現在の取組状況を市民や第三者から見ると「駅のない綾瀬市にとって真の生き残り戦略になっているのか。」、「市役所に本当に当事者能力があるのか。」、「信頼して事業計画を提案しても大丈夫か。」との不安と疑問を感じます。

加えまして企業にとっては、高い目標設定と社会的な責任を求められており、最終的な提案者が1社だけになったのは、綾瀬市の取組方法や内容に問題があるからではないでしょうか。

- 3 実施要領「9 提案の審査」(5)評価項目「まちづくり 交通」の中で「周辺交通への配慮、渋滞の緩和」がありますが、当該計画地は、公共団体施行の土地区画整理事業を実施した地区であり、現在の交通混雑状況を判断した上で、将来起こりうる課題は、当事者である市役所自身が解決しなければならない問題であります。しかしながら、事業区域内の道路の幅員・隅切り、交通対策など行政側からは、現状の課題も解決策も何も提示されていません。商業施設のボリュームが増加することに対する交通渋滞緩和策や市民の歩行の安全対策などは、民間の事業提案者の責

任になっています。本来この事業を進める当事者である行政自身が解決すべき課題であり、民間の事業提案者に求めるものではありません。

4 実施要領 「6 プロポーザルの条件」 (13) その他特記事項 ⑤条件等の変更には、「基本協定または事業用定期借地権設定契約締結等にあたり、本市が必要と認めた場合は本実施要領に記載した条件等を変更することができる。」旨の規定があり、条文を読む限り、契約締結前は必要により行政の判断で中止・変更が可能であると解釈できます。

5 綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業事業者選定委員会について

令和4年10月20日に開催された「事業者プレゼンテーション」において、委員長である副市長は、「本日ここで決定、聞いて点数を付けていただくのが、将来の綾瀬市の中心市街地を大きく左右することとなりますので、最後まで慎重なご審議をお願いしたいと思います。」と述べています。しかしながら、10月28日に開催された当該選定委員会は、「綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業の優先交渉権者を選定する」最も重要な会議であるにもかかわらず、委員長である副市長は欠席しています。10月20日の時点で、「次回の会議を欠席する旨」の承認を受けており、職員が委員長でありながら日程変更も行わず、重要な判断の場を責任者である副市長が欠席しました。

市民にとっては理解に苦しむと共に、本事業に対する綾瀬市役所の姿勢を疑ってしまいます。本事業に対する綾瀬市の考えと姿勢に、市民として納得することができません。

6 綾瀬市自治基本条例との関係

私たちのまち綾瀬市は、市民主権の自治を基本理念とし、本市の自治のさらなる進展のために、綾瀬市自治基本条例を平成22年3月25日に制定しています。

条例の抜粋

第3章 自治の基本原則 (市民参加)

第4条 市民は、地域及び社会的な課題について、互いに助け合い、課題を共有し、解決に向けて自ら市政に参加するよう努めます。(情報共有)

第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに市政に関する情報の共有に努めます。

#### 第4章 自治の担い手 第1節 市民（市民の権利）

第6条 市民は、人として尊重され、安全で安心な生活を営み、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、市政に参加する権利を有します。ただし、この権利の行使又は不行使によって、不利益な扱いを受けないものとします。

3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

これまでの「綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業」の取組は、市民にとって日常生活を送る上で大変重要な施策でありながら、その進め方は条例の求める趣旨に合致しているか大いに疑問であります。

現在進められている状況は、「第4条 市民は、地域及び社会的な課題について、互いに助け合い、課題を共有し、解決に向けて自ら市政に参加するよう努めます。」

「第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに市政に関する情報の共有に努めます。」「第6条第3項 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。」について条例の趣旨・目的を達成していると市民が実感できる状況にはありません。綾瀬市自治基本条例に基づいた行政運営を行うことを強く要求いたします。